

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る情報公開について（見える化要件）

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること。
- ・ 職場環境等要件について、令和3年度においては「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分から3区分を選択し、それぞれで一以上の取組を行うこと。
- ・ 介護福祉士の配置等要件について、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分、介護老人福祉施設等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は日常生活継続支援加算の届出を行っていること。
- ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容の見える化を行っていること。

※ 法人の加算取得状況 ： 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

区分	職場環境等要件	法人の取組
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	ハローワーク等への募集内容により応募者に対して採用試験の実施、有資格者へ面接等での採用を行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮、就業義務の免除等を行うことにより、職員が研修、講習等を受けやすく、資格取得しやすい環境としている。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	育児・介護休業規程等により、職員の事情、状況に応じた勤務シフト、短時間正規職員制度等により、仕事との両立支援を行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	短時間勤務労働者も職員と同じ健康診断、ストレスチェックを実施し、健康管理対策を実施している。
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（整理、整頓、清潔、清掃、躰）等の実践による職場環境の整備	各事業所、部署で定期的な4S活動と、コロナ感染予防での定時での清掃（除菌）を行っている。